

協議事項No. 1

守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出について

守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員（総務課所管） 1 名

内容：守谷市の公共施設の指定管理者の選定審査等

任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（3 年間）

指定管理者制度導入施設：4 施設

指定管理者選定スケジュール

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 4 月 | 募集要項案作成（担当課） |
| 5 月 | 募集要項の審査【委員会 1 回又は 2 回】 |
| 6 月 | 募集要項確定（担当課） |
| 7 月～9 月 | 募集 |
| 10 月 | 申請書類の審査及び面接審査【委員会 2 回】 |
| 12 月 | 指定管理者の指定の議案上程及び議決（担当課及び議会） |

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）
（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、守谷市の公の施設等の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第 12 条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 委員会の委員の定数は、8 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が適当と認める者（該当）

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）
（委員会の所掌事務）

第 9 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (2) 指定管理者の公募に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (4) その他指定管理者の選定に関し必要な事項